

山梨県出産・子育て応援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県出産・子育て応援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施するための経費を交付することを目的とする。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 この補助金は、令和4年12月26日子発1226第1号通知「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」の別紙「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、市町村が行う事業に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 別表第1欄の種目ごとに、次により算出された額の合計額とする。

イ 別表第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、提出された交付申請書又は変更交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第3号）又は変更交付決定通知書（様式第4号）による交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目間においていずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 市町村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第9条 知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、市町村に対し、概算払をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、第8条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知（様式第8号）により通知するものとする。

(交付金の返還)

第11条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(財産の処分の制限)

- 第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別（又は別表）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

- 第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、交付金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第12条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

- 第14条 特別の事情により第4条、第5条及び第8条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別表)

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
伴走型相談支援	次により算出された額の合計額 (1) 基本額 ・ こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口（従前の子育て世代包括支援センター）1カ所当たり 9,495,000 円 ※こども家庭センターを設置していない自治体は、従前の子育て世代包括支援センター1カ所当たり 9,495,000 円 ※こども家庭センターを設置しておらず、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない自治体は1自治体当たり 9,495,000 円	伴走型相談支援を行うために必要な 超過勤務手当 給料及び超過勤務以外の諸手当 報酬 職員旅費 需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 共済費 報償費 委託費 負担金	1 / 4
出産・子育て応援給付金	実施要綱に定める出産応援ギフトの支給対象者及び子育て応援ギフトの対象児童それぞれ1人当たり 50,000 円	実施要綱に基づき出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給決定を行った額	1 / 6